

会員規約

第1条(総則)

この「会員規約」(以下「本規約」という。)は、東京都が、「開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業」運営業務において運営する「GlobalXpander Tokyo(グローバルエクスペンダー トウキョウ)」(以降「本事業」という。)内で構築する支援コミュニティである支援機構の会員規則を定めるものである。

第2条(名称)

本事業において組成する、開発途上国への展開を目指すスタートアップや、それらとの連携や支援に取り組む、あるいはこれから取り組もうとしている支援者からなるコミュニティの名称を「支援機構」と称し、支援機構における会員の名称を「支援機構会員」(以下「本会員」という。)と称する。本会員は支援機構に参加し、第5条1項に定める提供サービスを利用することができる。

第3条(目的)

1. 本事業の目的

本事業は、開発途上国の社会課題解決に関心を有し、それらの国々への事業展開を目指す都内スタートアップを対象に、海外展開に必要な検証実験の実施支援や、コンサルタントによる伴走支援、支援機構による支援等を提供することで、開発途上国進出の足掛かりを築き、ビジネス化を促進することを目的とする。

2. 支援機構の目的

支援機構は、開発途上国の社会課題解決に関心を有し、それらの国々への事業展開を目指す都内スタートアップと、国内外でそのようなスタートアップとの連携や支援に取り組む多種多様な個人・事業・組織を有機的に結びつけ、都内スタートアップの開発途上国市場への参入を促進することを目的とする。

第4条(事務局)

1. 東京都は本事業及び支援機構の事務を行うため、事務局を設置する。
2. 東京都は事務局業務を委託する。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、都の代行者としての権限を有する。

第5条(提供するサービス)

1. 支援機構では、Facebook のオンラインコミュニティにおける活動を基盤とし、第 3 条の目的を達成するため、本会員に対して次に掲げるサービスを提供する。
 1. 本会員間の連携や支援などのマッチング実現に向けた活動サポート
 2. E-Mail、Facebook コミュニティを活用した情報・ノウハウ・ネットワークの提供
 3. 連携機会を促進するためのイベント・セミナー等の開催
 4. 本会員同士の交流促進に資する活動サポート
 5. その他本事業の目的を達成するために必要な活動のサポート(例:本会員による情報発信、協働開催支援)
2. 支援機構では、第3条の目的を達成するため、第13条に違反しない範囲内で、本会員以外の個人・団体のうち希望者に対して以下のサービスを提供する。
 1. イベント・セミナーへの一部参加受入
 2. E-Mail、本事業公式 SNS を活用した一部情報の提供
3. 東京都は、第 1 項及び前項に定めるサービスの内容を変更することができる。変更がある場合には、その 1 カ月前までに公式ウェブサイトまたは支援機構にて変更内容を告知することとする。
4. 支援機構の利用に関しては、別途定める「支援機構利用規約」に基づく。

第6条(会員)

支援機構の会員種別は、次の各号に定める団体又は個人に限定する。

1. サポーター
開発途上国市場にて活躍する可能性を有するスタートアップとの連携や支援に関心のある、国内外の多様な個人・事業・組織(企業、VC/CVC/アクセラレーター、国際・政府機関、NGO、大学、金融機関等)。
2. スタートアップ
本事業においてこれまでに採択したスタートアップ

第7条(入会)

1. 支援機構のサポーター会員になろうとする者は、事務局が定める一定の申請プロセスを経て、本規約の内容に同意したうえで申し込むものとする。
2. 事務局は、前項による申込があった際、本事業と支援機構の目的達成に資すると認められる場合に入会を承認する。
3. 第1項の申し込みを行った者は、前項により入会を認められ、事務局よりメールでの通知を受けた日をもって本会員としての資格を有するものとする。
4. 本事業の採択スタートアップについては、第1項ないし第3項の規定にかかわらず、採択されたことをもってスタートアップ会員としての資格を付与されるものとする。

第8条(支援機構の利用)

1. 支援機構の利用者は、本会員を原則とする。
2. 支援機構の利用者は、本会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するすべての個人とする。
3. 支援機構の利用者は、本規約及び個別に定める「個人情報保護方針」、「支援機構利用規約」の内容に同意したうえで利用を開始すること。

第9条(会員期限)

本会員の有効期限は特に定めない。

第10条(本会員の義務)

本会員は、次の義務を負うものとする。

1. 本会員は、支援機構で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。
2. 本会員は、第3条の目的に鑑み、可能な限り積極的に支援機構の活動に参加する。
3. 本会員は、別に定める支援機構利用規約を遵守する。
4. 支援機構における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にする。
5. 本会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合には、その変更から2週間以内に事務局が定める書面によりその変更内容を事務局に通知しなければならない。
6. 本会員は、事務局の実施する成果ヒアリング等に可能な限り協力するものとする。

第11条(退会)

本会員は退会の意思と理由を記した届出を事前に事務局に行うことで、任意に退会することができる。

第12条(参加費用)

本会員の支援機構入会費用及び利用に関しては原則無料とする。

第13条(禁止事項)

本会員は、支援機構活動を利用して以下の行為を行ってはならない。

1. 本規約第3条(目的)に定める目的以外でのコミュニティの利用。
2. 他の会員又はその他第三者に対する、支援機構を使った勧誘・斡旋行為等(事前に事務局の承認を得た場合を除く)。
3. 他の会員又はその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。
4. 他の会員若しくはその他の第三者を差別若しくは誹謗中傷、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。
5. 本規約をはじめとする支援機構の定める規約等、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反、又は事務局が不適切と判断する行為。

第14条(本会員の資格喪失)

1. 本会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し本会員に通知した場合には、本会員はその資格を喪失する。
 1. 本規約に違反した場合。
 2. 支援機構や本事業の目的に反する行為をした場合。
 3. 事務局から連絡を取ることができない等、本会員継続の意思がないと認められる場合。
 4. その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断する場合。
2. 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に支援機構の会員情報を用いて支援機構と競合する活動をしてはならない。

第15条(免責事項)

東京都及び事務局は、支援機構の機能を活用する会員の経営・財政状況等について保証等をするものではなく、また、支援機構への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害について、一切の責任を負わない。

第16条(会員サービスの終了)

1. 東京都は、会員に事前通知をした上で、会員サービスを終了することができる。その場合には、会員サービスを終了する1カ月前まで公式ウェブサイト及び支援機構にて告知することとする。
2. 東京都は、サービス提供終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

第17条(規約の変更)

1. 東京都は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。
2. 東京都は、本規約に変更がある場合には、その1カ月前までに公式ウェブサイト及び支援機構にて変更内容を告知することとする。

附則 この規約は、令和5年12月1日から施行する。

制改定履歴

制定 令和5年12月1日【初版】

改定 令和8年3月9日【改訂版】